

2018年9月20日

大阪市長吉村洋文様

特定非営利活動法人  
旧真田山陸軍墓地とその保存を考える会  
理事長 小田康徳 (印)

旧真田山陸軍墓地の整備について申し入れ

今年（2018年）8月30日、定例記者会見で吉村洋文大阪市長は、旧陸軍墓地は「国が改修も含めてしっかりと管理すべきだ」と述べ、旧真田山陸軍墓地については「傷みがひどく、耐震性もない。大阪市としても国に対応するよう要望したい」「国が調査するところから始まるが、真田山陸軍墓地の保存会のみなさんの意見を聞き、しっかりと協議したうえで国に要望したい」と話されました（産経新聞2018年8月31日 大阪ワイド欄）。

旧真田山陸軍墓地の傷みの進行については、個人墓碑にしても、納骨堂にしても待ったなしの状態であることは周知の事実です。本会も早くはNPO法人になる前の2002年から、そしてその後も機会あるたびに国や大阪市に繰り返しその保存を求めてきたところ（別添資料一平成14（2002）年6月、2003年8月、2003年12月、2005年5月一をご参照ください）。

そもそも本NPO法人が創設された目的も、この陸軍墓地の歴史的意義を解明し、その認識を土台に、この陸軍墓地を近代日本の軍隊と戦争そして国民との関わりを今日に伝える歴史的遺跡として、すなわち史跡・文化財として保存する声の社会的な広がりをつくりあげることにあります。具体的には、毎月1回の墓地の定期案内会や臨機に開催する案内会、研究会や陸軍墓地講座の積み重ね、『旧真田山陸軍墓地研究年報』の年次的刊行、納骨堂の悉皆調査、墓地案内パンフレットの刊行、落下した墓碑の破片調査など、2010年～12年度には国の研究費支援（学術振興会科学研究費補助金（基礎研究（B））を受け、また公益財団法人真田山陸軍墓地維持会の変わらぬご協力も得て実施してまいりました。

このようなわけでありますから、今回の吉村市長のご発言は、長年にわたる私どもの活動が市当局にも届いたという意味においてたいへん意を強くするものであります。この機会に、保存及び整備に向けての基本課題を明らかにし、市当局の更なるご理解を得たいと考えました。以下愚案を列記いたしますので、なにとぞご検討賜り、御採用下さいますようお願い申し上げます。市長のご意思が旧真田山陸軍墓地の保存・整備のみならず、全国の旧陸軍墓地全体の保存・整備に結びつき、それらが近代日本における軍隊と戦争そして国民との関わりを多くの人びとに考えていただき、日本と世界の平和に役立てることのできる史跡として各地においてその社会的役割が立派に生かされるよう願うばかりです。

## 記

- 1、墓地内建造物の修復等においては、個人墓碑、合葬墓碑、納骨堂等、および終戦後の建造に係る管理棟に至るまで、配置場所、形状、材質などすべて現状の変更を行うことなく、実施すること。

※旧真田山陸軍墓地内には、全部で5,091基以上に上る個人墓碑（戦災墓碑塚を含む）、4基の日露戦争合葬墓碑、1基の満州事変合葬墓碑および日中戦争開始以来今次世界大戦終結までの8,250人前後に上る戦没者遺骨を納める納骨堂および戦後の野田村遺族会の建造にかかる169基の墓碑群等があるが、軍隊や戦争に関わって死没した多くの国民を想い、近代日本の歴史を知る上で、いずれも、その位置、形、墓碑の向き、納骨堂内における骨壺や骨箱等の形状と配置状況、あるいはそれらの記載のありよう、内容物等に大きな意味があるのであって、その原状を維持することが最も大事な要件となります。

- 2、個人墓碑の傷みについては、まずその現況をしっかりと把握すること。そのうえで、現状の改善・維持が可能な補修方法を追求すること。すでに碑面が剥落していても、その断片が残っている墓碑もあるので、それらについてはもとの墓碑を確定し、よく照合したうえで剥落前の形状に復元できるよう、その可能性を追求すること。すでに折れてしまい、全体の復元が不可能な墓碑については、いまある位置において、これ以上の破壊の進行を防ぐ措置を取ったうえで、その現形を残すこと。念のため、かつて実施された年月の確定は難しいが間違いなく過去の歴史において修復・補強されたことが明らかな各種の墓碑についての記録を取り、その特徴と問題点について明らかにすること。

※将来さらに進んだ修復工事を実施することを念頭に置き、現状における傷みの進行を少しでも遅らすことのできる方法を墓碑に施すことが重要なポイントです。

将来の補修が容易に行えるよう、かつ困難をもたらさないよう、よく考えた措置を取ることが大事です。

- 3、納骨堂については、建物の傷みをしっかりと確認するとともに、現状の形状を変えずに十分な耐震性を付与する補強工事を実施すること。安全な照明施設を設け、また、外部からの塵埃の侵入を防ぎつつ自然な風が通る仕組みを設置すること。
- 4、日露戦争・満州事変の合葬墓については、修復・補修等の工事が必要な箇所について、学術的な調査・検査をしっかりと行い、記録を作って今後の対応に備えること。
- 5、工事終了後も墓地の維持管理に日常的に対応できるようにするため、墓地の景観に影響を与えない場所に簡便な管理・研究棟を設置し、必要な人材を配置すること。また、修復後の墓地には、この陸軍墓地についての、正確かつわかりやすい解説板、注目すべき墓碑についての説明版など、見学者の理解を図る施設を設けること。見学者が休息でき、研修にも対応できる簡便な施設の建設も考慮すること（現在の維持会第二会議室の改修

を視野に入れてもよい)。また、そこには展示施設を設けるとともに、先の管理・研究棟と連携して、しっかり研究もできる部屋を確保し、陸軍墓地を中心に近代日本の軍隊と戦争について研究力を身に付け、かつ市民に説明できる力を持つ人材の育成を図ること。

※旧陸軍墓地の保存は一時的な補修工事の実施で終わるものではありません。将来にわたる保存・利用そして正しい認識のため永続的な体制の確立を図ることが必要です。

6、大阪市は、以上の諸施策を実施する法的根拠を明確にするため、国に対し、文化財保護法に基づく史跡・文化財として旧真田山陸軍墓地を指定するよう強く申し入れること。

※文化財保護法では、文化財について「わが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものである」と規定されています。旧真田山陸軍墓地がこうした規定に当てはまる存在であることは明白です。詳しいことは添付した諸資料によってご確認ください。

7、なお、今年9月4日の台風21号による被害への対策については、9月6日担当部局に別途申し出を行っておりますので、ご参考になさってください。

以上

追伸

本申し入れ書について、市長からのご返事ないしはご意見をお待ち申し上げます。